

令和6年 北秋田市農業委員会 第10回総会

1. 開催日時 令和6年10月15日（火） 午前9時00分から

2. 開催場所 北秋田市役所本庁 3階大会議室

3. 出席委員（29名）

1番 櫻井 豊	3番 宮腰 文義	5番 佐藤 邦久
6番 中林 めぐみ	7番 長崎 成人	8番 堀部 聰
9番 多賀谷 テル子	10番 長岐 正	11番 松岡 英敏
12番 伊藤 鶴一	13番 土田 紀子	14番 藤島 喜美男
15番 成田 博幸	16番 寺田 一徳	17番 武田 韶一
18番 武石 修一	19番 佐藤 茂延	21番 藤岡 智洋
22番 中嶋 力藏	23番 佐藤 利子	24番 松橋 利彦
25番 伊東 誠子	26番 出川 信久	27番 佐藤 政信
28番 小笠原 千春	31番 野呂 義久	33番 佐藤 整
36番 佐藤 篤史	37番 長岐 一志	

4. 欠席委員（7名）

2番 佐藤 稔	4番 鈴木 豊	20番 金田 悅子
29番 澤藤 匠	30番 土濃塙 謙一郎	32番 若松 一幸
34番 金俊英		

5. 欠員（1名）

6. 議事日程

第 1	報告第21号	会務報告
第 2	報告第22号	専決処分の報告
第 3	議案第41号	農地法第4条の規定による許可申請について
第 4	議案第42号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
第 5	議案第43号	北秋田市農業振興地域整備計画変更案に対する意見について

7. 出席した事務局職員

局長 成田 幸治 副主幹 簾内 拓也 主査 正田 壽国

8. 議事録署名委員

36番 佐藤 篤史 1番 櫻井 豊

9. 会議の概要

事務局

定刻となりましたので、ただいまより令和6年 北秋田市農業委員会第10回総会を開会いたします。

始めに欠席の届出がありましたのでご報告いたします。2番 佐藤稔 委員、4番 鈴木豊 委員、20番 金田悦子 委員、29番 澤藤匠 委員、30番 土濃塚謙一郎 委員、32番 若松一幸 委員、34番 金俊英 委員、の7名となっております。

委員総数36名中、29名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達しておりますので、本総会は成立していることをご報告いたします。

それでは、会長よりごあいさつと議事の進行をよろしくお願ひいたします。

会長

会長あいさつ（省略）

議長

それでは、議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。

はじめに議事録署名委員であります、恒例により当職より指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認め当職より指名いたします。

36番 佐藤 篤史 委員、1番 櫻井 豊 委員にお願いします。

それでは案件に入ります。報告第21号「会務報告」を事務局よりお願いします。

事務局

事務局の成田です。以後着座にてご説明いたします。

それでは、議案書の2ページをお開きください。

報告第21号 令和6年9月分会務報告です。読み上げてご報告いたします。

はじめに、9月3日、山形市にて開催された令和6年度北海道・東北ブロック女性農業委員・農地利用最適化推進委員研修会に女性委員5名及び事務局2名が参加しました。こちらの内容につきましては先回第9回総会において参加者より報告をいただいております。

4日、能代市役所二ツ井庁舎にて開催された県北地区農業委員会会長・職務代理者・事務局長会議に3者で出席しました。

6日、沢口地区並びに七日市地区の第1回目の地域計画協議が開催され、それぞれ委員及び事務局が出席しております。また同日、第9回総会に係る調査を市役所第2庁舎にて実施しております。

9日、県女性協議会打ち合わせ会が開催され、金田委員が出席しております。

16日、第9回定例総会を北秋田市交流センターにて開催しました。

19日は農村RMO推進研究会、また25日に第14回地域計画の策定に向けたウェブ意見交換会がオンラインにて開催され、いずれも簾内副主幹が参加しております。報告は以上です。

議長

ただいま事務局より報告がなされました、これらは会務報告でありますのでご了承願いたいと思います。

次に報告第22号「専決処分の報告」について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書3ページをお開きください。

報告第22号 「令和6年9月分 専決処分の報告」です。

表の9月の列をご覧ください。

(2) 農用地利用集積等促進計画の賃借権等に関する意見が4件、(3) 非農地通知が2件、(5) 相続等による農地の権利取得の届出の受理が18件、(8) 賃借・使用権の合意解約等の届出の受理が3件、合計27件の処理を実施しました。4ページからその内訳となります。

はじめに、(2) 農用地利用集積等促進計画の賃借権等に関する意見についてです。

(受付番号1番を朗読)

以下受付番号4番までの計9筆、13,278m²について、いずれも適当であるとの意見を回答しております。

つぎに（3）非農地通知です。

（受付番号1番を朗読）

以下受付番号2番まで、合計4筆、面積9,681m²です。

つぎに1枚めくって5ページをお願いします。（5）相続等による農地の権利取得の届出の受理（農地法第3条の3の届出）です。

（受付番号1番を朗読）

以下、10ページの受付番号18番まで、合計132筆、面積181,401m²です。

つぎに1枚めくって11ページをお願いします。（8）賃借・使用権の合意解約等の届出の受理（農地法第18条第6項の合意解約ほか）です。

（受付番号1番を朗読）

以下、受付番号3番まで、合計4筆、面積13,055m²です。

報告は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長

報告第22号について事務局から説明がありました、（3）非農地通知の案件に関して、現地調査をして頂いた委員からも説明願いたいと思います。36番 佐藤 篤史 委員からお願ひいたします。

36番

36番の佐藤です。

番号1番と2番を報告させていただきます。調査日は10月7日、調査員は32番の若松委員、33番の佐藤整委員、37番の長岐会長、と私、事務局から成田事務局長、疋田主査の計6名で、市役所第2庁舎会議室で衛星写真を使用した調査を行いました。

番号1番の、綴子字大堤沢の農地は、綴子にある鷹巣技術専門校の北側約750mのところにある、林道を進んだ先にある農地でした。事前に事務局が確認しに行ったところ、申請地に行くための細い農道が、大堤沢と交差しているところで掘れており、農地に到達することが困難な状況でした。申請地は森林の様相を呈しており、農地として継続して耕作することは困難と判断しました。

番号2番の、阿仁前田字下滝ノ沢の農地は、阿仁前田から上小阿仁に向かう途中にある阿仁前田トンネルから、北側へ約500mの位置にある沢ぞいの農地でした。申請地は令和4年の豪雨災害により沢があふれて農地が削られ、復旧しなければ耕作できない状態になっていたこと、農林課との調整で復旧しないと決まったそうで、現状も森林の様相を呈していることから、農地として継続して耕作することは困難と判断しました。

以上で報告を終わります。

議長

佐藤 委員、ありがとうございました。

報告第22号について、事務局及び現地調査をして頂いた委員からご説明いただきました。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

質問等がないようですので、次に進みます。

次に、議案第41号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書12ページをお開きください。

議案第41号「農地法第4条の規定による許可申請について」

農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和6年10月15日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志

(受付番号1番を朗読)

案件は以上1件で合計5筆、面積18,624m²です。ご審議の程よろしくお願いします。

議長

事務局の説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査をして頂いた委員からも説明願いたいと思います。33番の佐藤整 委員からお願いいたします。

33番

33番の佐藤です。申請番号の1番を報告させていただきます。調査日と調査員は、先程の報告と同様です。

申請番号1番は資料の13ページから16ページになります。

米内沢字鶴田の申請地は、鶴田集落の北側にある住宅に隣接している農地でした。本案件は追認であり、申請地にはすでに住宅と小屋がありました。衛星写真と直前に事務局で撮影した現地の写真で確認したところ、周囲の農地や地域の農業に対して問題がないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長

佐藤 委員、ありがとうございました。

議案第41号について、事務局及び現地調査をして頂いた委員からご説明いただきました。

それでは、質疑に入ります。議案第41号について何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

議案第41号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め決定いたします。

次に、議案第42号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書17ページをお開きください。

議案第42号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」

農業経営基盤強化促進法 附則 第5条の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和6年10月15日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志
本案件は所有権移転案件です。

(受付番号1番を朗読)

案件は以上1件で合計9筆、面積19,627m²です。

以上の議案第42号に関する案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願ひします。

議長 議案第42号について事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
議案第42号について原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め決定いたします。
次に、議案第43号「北秋田農業振興地域整備計画変更案に対する意見について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書18ページをお開きください。
議案第43号「北秋田農業振興地域整備計画変更案に対する意見について」

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条2の規定により変更案について意見を求める。

令和6年10月15日提出、北秋田市農業委員会会長 長岐一志

19ページより市農林課からの計画変更案に対する意見を求める依頼書となっておりますが、今般の内容は除外のための計画変更案1件です。

21ページの整備計画変更内容書をご覧ください。農地の所在は「1 農地利用計画の変更」の(1)変更箇所に記載のとおり、変更の種別は農業振興地域農用地区域からの除外、変更後の用途区分は山林で、変更理由は植林の用に供するためとなっております。22ページが除外の申出書です。「1 関係土地表示」が対象となる農地の内訳となります。「2 除外する理由・詳細」に記載のとおり、現況は農用地として水稻の作付がなされていますが、日照条件が悪く耕作に不適な農地であることから、住宅用材としての活用を見込んで杉を植林して管理したいというものです。以上のとおり農業振興地域農用地区域から除外するという変更計画案に対する意見を求めるものです。ご審議の程よろしくお願いします。

議長 議案第43号について事務局の説明が終わりました。それでは本件について質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

10番 10番長岐です。
多分この地域は改良区には入っていないと思いますが、改良区が入っている場合でもこういう処理はできるものでしょうか。

事務局	事務局の疋田です。改良区に入っていても植林等の転用は可能かとい うお尋ねかと存じますが、改良区に入っていればまずそちらを抜ける手 続きが必要となるということと、あと周辺の農地の状況等に応じて個別 具体的に判断されていくことになるため一概にできるできないとは言え ないところはありますが、可能性としてはゼロではないと考えます。
22番	22番中嶋です。 この案件に関して現地調査の実施予定はありますか。
事務局	この案件に関して農振の解除が公示されれば転用本体の申請が可能と なりますので、その申請が受け付けられた際はそれに対して現地調査を 実施することとなります。まだ申請が上がっておりませんが出され次第 次の総会にて処理することとなります。
議長	その他質問、意見等ございますか。 (なしの声)
議長	質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。 議案第43号について、委員のみなさまから特段の反対意見がござい ませんでしたので、当委員会としてその旨回答することについてご異議 ございませんか。
	(異議なしの声)
議長	異議なしと認め決定いたします。 以上で、本日の提出議案の審議は、全て終了いたしました。 これをもちまして、令和6年第10回定例総会を閉会します。

令和6年北秋田市農業委員会10回総会案件の審査に係る内容については、上記のとおり相違ないことを認めます。

令和6年10月15日

北秋田市農業委員会

会長

署名委員

36番

1番
